

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から同年 9 月まで

私は、両親から 20 歳になるので国民年金に加入するように言われて、A 区役所 B 出張所に行き、加入手続をしたことを覚えている。当時は大学 2 年生であったが、アルバイトをしていたのでお金もあり、保険料は親に出してもらうことなく、自分で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親から 20 歳になるので国民年金に加入するように言われて、A 区役所 B 出張所に行き、加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和 52 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間のうち 50 年 3 月は時効により保険料を納付できない期間であるが、同年 4 月から同年 9 月までは遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、納付意識の高かった申立人が、当該期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から48年3月まで  
② 昭和54年10月から55年3月まで

申立期間①について、私は、20歳を迎えた昭和45年に家族から国民年金の加入を勧められたため、私か父がA市役所で加入手続を行ったと思う。加入後の保険料を誰が納付したのか分からないが、自分で納付した記憶としては、自身でB銀行（当時）C支店に納付書を持参し、現金で一期ずつ納め、途中から前納の方が安くなると聞いて、前納で納付した記憶がある。申立期間②は、D市（当時）に住んでいた期間で、納付しているはずである。申立期間①及び②が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続は申立人自身又はその父が行い、保険料を誰が納付したのか分からないとしているところ、その父は「自分が、娘の分と一緒に加入手続し、納付できる古い保険料は娘の分と一緒に自分と同じに納付していると思う。」と供述している。

これについて、申立人及びその父の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年11月頃に連番で払い出されたと推認される所、その父の国民年金被保険者台帳（旧台帳）によれば、その父は、国民年金に加入した時点で、時効となっていた36年4月から45年12月までの保険料は、当該記号番号が払い出されたと推認される直後の49年1月から50年12月まで実施されていた第2回特例納付により納付し、それ以降の46年1月から48年3月までの保険料はそ

の父の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される48年11月の時点では、時効により保険料を納付できない46年1月から同年9月までの期間を含め、過年度納付により納付していることが記載されている。この台帳記録及び申立人の保険料も一緒に納付したとするその父の供述からすると、その父が申立期間①に係る申立人の保険料を、その父と同様に過年度納付と特例納付により納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、D市に住んでいた期間で、納付しているはずとしているところ、申立期間②前後の保険料はいずれも納付済みとされており、申立人が6か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から49年4月まで  
② 昭和49年6月  
③ 昭和50年12月から51年12月まで

私は、昭和51年頃にA区からB区へ転居し、そのB区で初めて国民年金に加入した。

また、国民年金に加入した際には、国民年金保険料を遡って納付できる旨の案内と納付書が2回又は3回届き、私は、その都度、納付書に記載された期間の保険料を納付し、申立期間①、②及び③については、その際に保険料を納付したと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち昭和51年7月から同年12月までの期間について、申立人は、国民年金に加入した際、国民年金保険料を遡って納付できる旨の案内と納付書が2回又は3回届き、その都度、納付書に記載された期間の保険料を納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人は、国民年金に加入した際、遡って納付した国民年金保険料の合計額は5万円又は6万円程度であったとしているところ、上述の国民年金手帳記号番号払出時点において、時効にかからず納付するこ

とができる昭和 51 年 7 月から 53 年 6 月までの保険料は、申立人の申述とおおむね一致することから、当該期間のうち、オンライン記録上納付済となっている 52 年 1 月から 53 年 6 月までの期間に加えて、申立期間③のうち 51 年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料についても納付された可能性は否定できず、6 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 申立期間①、②及び③のうち昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月までの期間について、申立人は上記 1 と同様に申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は上記 1 のとおり 53 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、これらの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるが、第 3 回特例納付（53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施。）により保険料を納付することが可能な期間である。しかしながら、申立人は特例納付制度について知らないと申述しており、同制度による保険料の納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 12 月まで  
私は、時期については定かでないが、国民年金について通知が届いた際、それに係る手続と国民年金保険料の納付を母に依頼し、母は私の国民年金の加入手続を行い、その時点から遡って保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの期間について、申立人は、時期については定かでないが、国民年金について通知が届いた際、それに係る手続と国民年金保険料の納付をその母に依頼し、その母は、申立人の国民年金の加入手続を行い、その時点から遡って保険料を納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、63 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入期間中の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっていることから、申立人の納付意識は高いものと考えられ、3 か月と短期間である昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までの期間について、申立人は上記 1 のとおり申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番

号は、上記1のとおり63年11月頃に払い出されていると推認されることから、その時点では、60年10月から61年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年10月  
申立期間の保険料は、A信用金庫又はB銀行（現在は、C銀行）で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D市に転入した平成4年6月頃に、市役所で国民年金の加入手続をした後、申立期間を含む2年9月から3年1月までの納付書が自宅に郵送されてきたので、当該期間の保険料を毎月1か月分ずつ納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、4年6月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納期間が無い上、1か月と短期間である申立期間の保険料を、申立人が納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年10月17日から同年11月1日まで

昭和23年3月16日に株式会社Aに入社し、申立期間当時は病気療養のため一時休職したものの、平成4年6月30日に退社するまでの間、継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事関係資料を管理する株式会社Bから提出された申立人に係る在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和32年11月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和32年9月のオンライン記録及び株式会社AのC支店に係る同年9月の事業所別被保険者名簿の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで  
厚生年金保険被保険者記録によると、株式会社Aにおける被保険者資格喪失日は平成7年2月28日となっているが、雇用保険の記録では、同社の離職日は同年2月28日となっているように、同日まで勤務し、申立期間の給与明細書でも厚生年金保険料の控除が確認できるので、被保険者資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、雇用保険の加入記録、事業主及び経理担当者の供述から、申立人は株式会社Aに平成7年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、株式会社Aの商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の標準報酬月額の記録、及び給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

株式会社Aは、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで  
私の厚生年金保険被保険者記録には、株式会社Aにおける被保険者資格喪失日が、平成7年2月28日となっているが、同社には同日まで勤務していたので、被保険者資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る離職日は平成7年2月28日であることが確認できる上、当時の事業主は、「平成7年2月28日は、全社員が会社に出勤していた。」と供述していることから、申立人は、同日まで当該事業所に勤務していたと認められる。

また、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については、当該事業所の元従業員の給与明細書において申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていること、及び元事業主が、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたとしていることから、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できること

から、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の標準報酬月額の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月1日から36年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を35年7月1日、資格喪失日に係る記録を36年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年6月1日まで  
昭和35年4月1日から36年5月31日までA株式会社B所でC担当として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出したA株式会社の給与明細書及び同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和35年7月1日から36年6月1日までの期間について、前述の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上述の給与明細書における報酬月額及び厚生年金保険料額から、1万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存しておらず、不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していな



いは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人が提出した A 株式会社の給与明細書及び同僚の供述により、同社に継続して勤務していたことは認められるものの、同明細書から、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「入社後、数か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、A 株式会社では従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月19日から35年2月1日まで  
② 昭和38年2月1日から同年10月1日まで

高校卒業後に就職した会社を辞めてB市に戻り、A機関で昭和34年9月19日から38年9月30日までC員として勤務したが、勤め始めた34年9月19日から35年2月1日までと、38年2月1日から退職した同年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A機関において、昭和38年9月30日までC員として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、オンライン記録では、同年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が提出したD県が保管する人事記録の写しでは、申立人は、昭和38年9月30日まで継続して勤務していることが確認できる上、同僚の1人は「申立人は、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、昭和34年9月から38年9月までは継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は同年9月30日まで当該事業所に勤務していたと認められる。

さらに、申立期間②の前にA機関を退職し、その後申立人と同様にE員にならなかった3人の同僚は、全員が退職した時期については、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と相違が無いと回答しており、また、D県が保

管する人事記録の調査に同意した2人の同僚（うち1人は上記3人の同僚と同じ者である。）についても、人事記録に記された退職日の翌日と厚生年金保険の資格喪失日が一致していることが確認できることから、申立期間②についても厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び事業主による資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和38年2月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人が提出したD県が保管する人事記録の写しにより、申立人が昭和34年9月19日から同年12月30日まで及び35年1月21日から38年9月30日までA機関において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同僚照会で回答した9人のうち3人の同僚は、勤務を始めてから、1年から1年5か月までにわたり、厚生年金保険の被保険者とならなかったと回答していることから、申立事業所では試用期間があったことがうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は14万円、申立期間⑥は21万円、申立期間⑦は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から同年8月20日まで  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年8月9日  
④ 平成17年12月27日  
⑤ 平成18年8月10日  
⑥ 平成18年12月27日  
⑦ 平成19年8月10日

日本年金機構の記録によると、株式会社Aに平成16年4月1日に入社したが申立期間①の被保険者期間が無い。また、申立期間②から⑦までの標準賞与額が私の保管する支給明細書の支払金額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人保管の当該期間に係る支給明細書及び事業所保管の賞与賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記支給明細書及び賞与賃金台帳における控除額から、申立期間②は10万円、申立期間③は12万円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は14万円、申立期間⑥は21万円、申立期間⑦は8万5,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③、④及び⑤に係る賞与支払年月日について、オンライン記録では当該期間の賞与支払日は、申立期間③は平成17年8月25日、申立期間④は同年12月26日、申立期間⑤は18年8月31日と記録されているが、賞与賃金台帳において申立期間③は17年8月9日、申立期間④は同年12月27日、申立期間⑤は18年8月10日に賞与が支給されたことが確認できることから、賞与賃金台帳における支払年月日とすることが相当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、事業主回答により、申立人は株式会社Aに勤務していたことは認められるものの、事業主は、「申立期間①において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」としている上、当該給与賃金台帳においても当該期間に係る給与から保険料控除がなされていないことが確認できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月31日から同年11月1日まで  
株式会社A（現在は、C株式会社）B支店に昭和32年10月31日まで勤務し、同年11月1日に同社D支店に転勤したが、申立期間の厚生年金被保険者記録が無い。この間も、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C株式会社の回答及び申立人から提出された株式会社Aに係る工事経歴書から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（昭和32年11月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社AのB支店における昭和32年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和32年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

A株式会社に勤務していた際の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に誤りがある。月末まで勤務し、一日も空けることなく転職しているのに、年金事務所の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した給与明細書により、申立人はA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、B株式会社は、資料等が無いことから不明としているが、厚生年金基金加入員資格喪失届によれば、事業主は、資格喪失日を平成元年9月30日と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月25日

有限会社Aは、平成21年7月25日支給の賞与について、誤った賞与金額を社会保険事務所（当時）に届け出た。同社は、既に、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aから提出された給料支払明細書（控）により、申立人は、申立期間について、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から56年9月までの期間、58年8月から60年6月までの期間及び61年9月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年11月から56年9月まで  
② 昭和58年8月から60年6月まで  
③ 昭和61年9月から63年3月まで

私は父に勧められ20歳の時にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料についても同市役所で定期的に納付していた。その後も、会社を退職したときは加入手続をし、納付もしている。また、20歳の国民年金加入時には年金手帳の交付は受けていない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているが、いずれの申立期間についても平成11年8月13日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまでは制度上保険料を納付することはできない未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、20歳の国民年金加入時には年金手帳の交付は受けていないとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入してからは、未納が無いように銀行の口座引落により納付をしていた。口座引落を中止したことはない。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月に国民年金被保険者資格喪失届を提出した記憶は無く、54 年 1 月の任意加入当初から 61 年 3 月まで、国民年金保険料を納付してきたと申述しているが、申立人の所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」の欄には、58 年 5 月 21 日と記載されていることに加え、A 市国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の資格喪失年月日欄においても、同年 5 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間については未加入であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間であったと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年10月まで

私は、申立期間当時は大学生であったため、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料についても同市役所で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年頃、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料についても納付していたとしているが、その母は「定期的に納付していた。」とするのみであり、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶は無いことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から平成7年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年9月までの期間及び41年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年7月から40年9月まで  
② 昭和41年8月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は父が納付してくれた。私は父から国民年金の加入手続をしておいたからと聞いており、保険料はA組合の父名義の口座から引き落とされていたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたとしているが、その父は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、39年7月から45年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、46年1月から48年3月までは遡って納付できる期間であるが、保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から49年3月まで  
② 昭和53年4月から54年3月まで

私が20歳になった昭和46年\*月頃は専門学校に通っていたが、父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。50年6月にA社に入社し厚生年金保険に加入したが、53年に会社を辞め、独立した時にも父が国民年金に再加入手続をし、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年\*月頃にその父が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。また、53年に会社を辞め、独立した時にもその父が国民年金に再加入手続をし、保険料を納付してくれたとしているが、加入手続及び保険料納付をしたとするその父は既に他界しており、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者資格取得時期から、昭和50年1月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①のうち、46年5月から47年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から49年3月までの期間及び申立期間②は保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、同年7月から49年3月までの期間、50年10月から52年3月までの期間、55年7月から56年1月までの期間、57年8月から60年3月までの期間、62年4月から平成2年9月までの期間、4年4月から6年2月までの期間及び7年4月から9年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年7月から49年3月まで  
④ 昭和50年10月から52年3月まで  
⑤ 昭和55年7月から56年1月まで  
⑥ 昭和57年8月から60年3月まで  
⑦ 昭和62年4月から平成2年9月まで  
⑧ 平成4年4月から6年2月まで  
⑨ 平成7年4月から9年5月まで

父が昭和35年10月に私の国民年金の加入手続をして、保険料は父か前妻が納付していた。47年6月に再婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、妻の保険料が納付済みになっているのに私の保険料は未納となっている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月にその父が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料はその父又はその前妻が納付し、47年6月に再婚してからはその妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、その父、その前妻及びその妻は既に他界しており、申立人は加入手続及び保険料納付に関与



しておらず、これらの状況は不明である。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻の国民年金保険料が納付済みになっているのに、申立人の保険料は未納となっているとしているが、オンライン記録によると申立人とその妻の国民年金被保険者期間は異なる上、申立人及びその妻それぞれの保険料納付時期は一致していない。

さらに、申立期間は9期間に及び、合計で166か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から21年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から21年10月まで

私は、20歳になった平成10年\*月頃、健康上の理由で働くことができず、母に国民年金の加入手続をしてもらった後、国民年金保険料を納付することができなかつたので、私が全額免除申請手続し、同年11月から11年3月までの期間については、全額免除と承認された。

翌年度以降も、同様に私が毎年全額免除申請手続をしたにもかかわらず、全額免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち平成11年4月から17年3月までについて、申立人は、20歳になった10年\*月頃にその母が国民年金の加入手続を行い、申立人自身が毎年全額免除申請手続を行ったとしている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母も「昔のことなのでよく覚えていない。」としており、申立人も毎年全額免除申請を行ったとする当該期間に係る記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が主張するとおり当該申立期間直前の平成10年度（10年11月から11年3月までの期間）については11年1月28日に全額免除と処理されている記録が確認できるものの、それ以降となる当該期間の免除申請に関する記録は見当たらない。

さらに、制度上、免除申請は平成16年度までは毎年度手続が必要とされていたところ、当該期間は6年（72か月）と長期間であり、行政側において6年連続して、国民年金の免除申請の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が平成 11 年 4 月から 17 年 3 月までの期間について、免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち平成 17 年 4 月から 20 年 10 月までについて、申立人は上記 1 と同様に主張している。オンライン記録では、当該期間は、17 年 4 月から新設された若年者納付猶予（対象者は 20 歳から 30 歳未満）と記録されている。

しかしながら、年金事務所には、申立人に係る平成 17 年度の「国民年金保険料免除・若年者納付猶予申請書」（以下「免除等申請書」という。）が 1 通保存されており、その免除等申請書には、「A 市 B 区保険年金課平成 18 年 3 月 13 日」の受付印が押され、「審査を希望する免除及び納付猶予の種別に○をつけてください（複数申請可）。1 全額免除、2 半額免除、3 納付猶予」の欄には、「3 納付猶予」にのみ○印が記され、「翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き希望するときは、全額免除または納付猶予を希望します。はい、いいえ」の欄には、「はい」に○印が記されているとともに、申立人の住所氏名が記載され、申立人は押印をしていることが確認できる（平成 17 年 7 月から「継続的免除申請方式」が導入された。）。

また、この免除等申請書以外に、申立人に係る免除等申請書は確認できないことから、行政側は、申立人がこの平成 17 年度に「納付猶予」と記載して提出した免除等申請書に基づき、毎年継続して、若年者納付猶予の審査を行い、「納付猶予」と承認したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が平成 17 年 4 月から 20 年 10 月までの期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうち平成 20 年 11 月から 21 年 10 月までについて申立人は上記 1 と同様に主張している。

しかしながら、オンライン記録では、当該期間のうち平成 20 年 11 月から 21 年 6 月までの期間は「平成 21 年 1 月 20 日」に、その後の 21 年 7 月から同年 10 月までの期間は「平成 22 年 8 月 2 日」に、それぞれ「免除却下」と記録され、申立期間直後の 21 年 11 月からは「全額免除」と記録されている。

また、国民年金保険料の免除の審査については、第 1 号被保険者本人及び世帯主の所得金額で審査されるところで、A 市役所に、申立人と同居しているその父（世帯主）の平成 16 年から 21 年（21 年 12 月 25 日退職と記載あり。）までの 6 年分の給与支払報告書（個人別明細書）が保

管されており、この6年分の報告書によれば、申立人は、その父の扶養親族と記載され、6年分それぞれの所得額は、全額免除の基準額とされている127万円以内（父母及び申立人の3人×35万円+22万円=127万円）を超えていることが確認できることから、当該期間が「免除却下」と記録されていることに不自然さは見られない上、このほかに、20年11月から21年10月までの期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から12年2月までの期間及び15年10月から16年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月から12年2月まで  
② 平成15年10月から16年8月まで

申立期間①について、私は、会社を退職した平成10年8月頃にその会社の上司か親に国民年金の加入を勧められ、私がA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を納付した時期は定かではないが、国民年金保険料、国民健康保険料及び市税などを滞納していたので、A市からB市に転居することになった12年3月頃に自分の預金を引き出して、国民健康保険料や市税などと一緒にまとめてA市役所で納付した。

申立期間②について、国民年金保険料を滞納していたため時期は忘れたが、B市役所で国民年金保険料、国民健康保険料及び市税などとまとめてB市役所で28万円ほどを納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職した平成10年8月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、A市からB市に転居することになった12年3月頃に、国民年金保険料を国民健康保険料や市税などとまとめてA市役所で納付したとしている。しかしながら、申立人は、まとめてA市役所で納付したとする金額は覚えておらず、国民年金保険料の納付金額等の記憶も明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、A市役所によると、申立人は、平成10年12月14日から13年1月24日にかけて、合計4回、24万7,200円の国民健康保険料を納付

しており、申立期間①の保険料をまとめて納付した記憶があるとの主張のみでは当該期間の保険料を納付したとは認め難い。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を滞納していたため、納付した時期は忘れたが、国民健康保険料及び市税などとまとめて 28 万円ほどを B 市役所で納付したとしている。しかしながら、平成 14 年 4 月から国民年金保険料の収納事務は国に移管され、B 市役所では国民年金保険料の納付はできないことから、B 市役所で納付したとする申立人の申述と相違している。

また、B 市役所によれば、申立人は、平成 17 年 9 月 15 日に 23 万 7,700 円の国民健康保険料（平成 15 年度及び 16 年度、延滞金を含む。）を、同日に 7 万 7,400 円の市県民税（16 年度 1 期から 4 期分まで、延滞金含む。）の合計 31 万 5,100 円を B 市役所で納付した記録があることから、申立人が主張する金額が、申立期間②の保険料であったと推認するのは困難である。

- 3 申立期間①及び②について、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで  
オンライン記録を照会したところ、昭和 59 年 2 月 29 日まで株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務し、同年 2 月分の給与からは厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、同年 2 月 29 日が資格喪失日となっていた。調査の上、資格喪失日を同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が株式会社 A に昭和 59 年 2 月 29 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は保存期限が過ぎて廃棄しており、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚 8 人に照会し、4 人から回答があったが申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、具体的な供述は得られなかった。

さらに、上記同僚照会の結果、申立期間当時の社会保険事務担当者及び上司が判明したがいずれも既に亡くなっており、同じく判明した経理担当者からは、照会の回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、平成 13 年以前に厚生年金保険の被保険者資格を月末に喪失している者は 11 人確認できるが、月初の 1 日に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保

険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 6778 (事案 6032 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで  
有限会社 A に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、昭和 60 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間において 32 万円から 30 万円に下がっている。同社に勤務していた期間、給料は、上がらなかったことはあったが、下がったことはなかった。申立期間の標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額の申立てについては、有限会社 A の顧問会計事務所から提出された申立人に係る源泉徴収簿により、申立期間の報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年分及び 61 年分の源泉徴収簿を添付して再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が今回提出した源泉徴収簿は、前回の調査において、当該事業所の顧問会計事務所から提出のあった源泉徴収簿と同一の資料であることが確認できる。

今回、新たに調査したところ、当該事業所の顧問会計事務所は、提出済みの源泉徴収簿以外に、申立期間当時の当該事業所に係る資料は保管していないと回答している。

また、当該事業所の社会保険関係事務を受託している社会保険労務士は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額は、申立期間について、同労務士

事務所が管理する標準報酬月額記録と一致しているが、申立期間当時の定時決定の資料は保存していないと供述している。

以上のことから、今回、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 61 年 8 月まで  
申立期間当時に、A 有限会社で勤務し、歩合給で 40 万円くらいもらっていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の元事業主及び複数の元従業員からは、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 56 年 11 月まで及び 58 年 4 月から 61 年 8 月までが国民年金の保険料納付済期間となっている上、56 年 12 月 1 日から 58 年 4 月 1 日までは、有限会社 B に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 56 年 9 月 7 日から 58 年 4 月 1 日まで、有限会社 B に係る雇用保険の加入記録が確認できる上、申立期間に、A 有限会社の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、企業年金連合会の記録では、申立期間に係る厚生年金基金の被保険者記録は確認できなかった。

また、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月頃から41年8月頃まで  
A株式会社（現在は、株式会社B）に昭和39年10月頃から、41年8月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。仕事はC資格職としてD業務等を行った。昔のことではあるが、給料から厚生年金保険料など控除されていたことを覚えている。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたと申し立てているが、ほぼ同時期に勤務していた同僚3人は、全員が申立人の記憶は無いとしている上、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間当時の保険料控除等の状況は不明であるとしている上、申立期間当時から現在まで当該事業所の社会保険事務手を代行している労務管理事務所は、「当時は先代の所長が担当していたが、既に亡くなっている。資料も無いし、何も分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、C資格を有しているところ、E協会は、申立人は、平成15年5月にF有資格者として事務所登録をしているが、申立期間当時は不明であるとしており、申立人も死亡していることから申立期間の事務所登録状況等について確認することができない。

一方、申立人は、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録（オンライン記録では昭和 35 年 10 月 1 日に資格取得）により、昭和 36 年 4 月から 60 歳で被保険者資格を喪失するまで国民年金に加入し、51 年 10 月を除き、国民年金保険料を申立期間も含めて全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月 1 日から 60 年 12 月 24 日まで  
A株式会社（現在は、株式会社B）C工場に昭和 45 年 5 月 25 日から 60 年 12 月 24 日まで勤務したが、50 年 12 月 1 日から 60 年 12 月 24 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び株式会社Bが提出した申立人に係る雇用記録書並びに工員雇用報告書により、申立人が申立期間において、A株式会社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Bが提出した申立人に係る短期雇用者退職報告書、工員退職報告書、雇用記録書、工員雇用報告書及び賃金台帳によると、申立期間において、申立人は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間の大部分において、国民年金の保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 6784 (事案 5056 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から9年3月31日まで  
② 平成9年5月23日から12年12月1日まで

申立期間について、平成23年3月2日付けで、22年7月に行った申立てについての回答をいただいたが、株式会社AのB員として採用され勤務した期間のうち、C職として寮の一部を住居として提供されていた7年4月からの標準報酬月額に現物給与相当分が含まれていないことについて認められなかったのは、納得がいかない。

標準報酬月額に現物給与分が含まれていれば、端数が出るはずであるので、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、社員寮の提供が現物給与に該当することはうかがえるものの、事業主が定時決定の際に届け出た申立人の報酬額に、申立人に支払った金銭での給与のほかに現物給与額が含まれていたかどうかは確認できないながら、申立人の給与からの厚生年金保険料控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していること、また、高齢任意加入していた申立期間②に係る申立てについては、事業主が厚生年金保険料の半額負担に同意しなかったことから、申立人が全額自己負担していることが確認できるとして平成23年3月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は両申立期間の標準報酬月額について、給与額に現物給与額が含まれていないため、標準報酬月額が低くなっているとして、再申立てを行っているが、新たな資料の提出は無く、申立人の申立内容につい



て再調査したが、新たな事情等は認められなかった。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるが、申立人の申立期間における標準報酬月額について、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、仮に申立人が主張するように現物給与額を加算したことにより、申立人の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額よりも高い標準報酬月額であったとしても、前述のとおり、いずれか低い方の標準報酬月額を認定するため、あつせんは行わない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで

申立期間は、A区にある有限会社B（現在は、株式会社C）に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 9 月頃から有限会社BでD職として勤務していた。給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している上、雇用保険の記録においても、同年 9 月 11 日から 57 年 3 月 31 日まで加入記録が確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Cは、「申立人は日給の従業員であり、厚生年金保険には加入していない。給与から厚生年金保険料を控除しておらず、雇用保険のみ加入させていた。」と供述している上、当時の同社の経理、事務担当者は、「申立人はアルバイトで、厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかった。雇用保険料は後でまとめて徴収した。」と供述している。

また、複数の同僚は、「社会保険に加入しない日給の従業員が3分の1以上はいた。」「社会保険に加入すると手取りの収入が減るので、加入を希望しない者も多く、希望者のみが加入した。」と供述していることから、有限会社Bでは必ずしも全ての従業員が厚生年金保険に加入していたものではなかったと推認される。

さらに、申立期間に係る同社の事業所別被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 10 日から同年 3 月 7 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 25 日から 41 年 2 月 21 日まで  
④ 昭和 41 年 11 月 29 日から 42 年 2 月 8 日まで  
⑤ 昭和 42 年 2 月 16 日から同年 5 月 13 日まで  
⑥ 昭和 42 年 5 月 19 日から同年 7 月 4 日まで  
⑦ 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで  
⑧ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで  
⑨ 昭和 43 年 4 月 16 日から同年 10 月 11 日まで  
⑩ 昭和 43 年 10 月 16 日から 45 年 3 月 31 日まで  
⑪ 昭和 45 年 6 月 12 日から 47 年 7 月 13 日まで

日本年金機構の記録では、全申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 団体（当時は、B 団体）に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑩に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 47 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 11 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を

受給したために番号が異なっているものと考えてのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年7月28日まで  
申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は「A 駅前の複数事業所が間借りしている場所において一人でB 職として勤務していたので、記録を訂正してほしい。」と申し立てているところ、周辺の事業所のうち部品の組立てが想定される複数の事業所の被保険者名簿で申立期間に資格を取得した者を調査したが、申立人の氏名や生年月日と同一又は類似した者は見当たらなかった。

また、当時C 地にあったと供述する勤務先も特定できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 8 日から 34 年 10 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社の資格喪失日が昭和 33 年 2 月 8 日となっている。実際は 34 年 9 月末日に退職している。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB区にあるA株式会社に昭和 34 年 9 月 30 日まで勤務していたとしている。

しかしながら、申立期間当時の事業主等からは回答が得られず、同僚は申立人が申立期間当時に勤務していたか否かについては不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格喪失日はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 30 日まで  
② 昭和 42 年 9 月 6 日から同年 12 月 21 日まで  
③ 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 45 年 3 月 21 日から 46 年 8 月 5 日まで

60 歳の年金裁定手続の時、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者の記録は厚生年金保険を脱退して一時金を受給していると言われた。その手続の時に、株式会社Aに再就職した時の年金手帳を提出したら、再就職した同社の被保険者記録が漏れているとして、当該期間を基礎年金番号に統合してくれた。年金手帳を提出しなかったら、脱退処理をされてそのままになってしまうのではと不信感を抱いた。

私は、申立期間当時、脱退手当金の制度があることも知らなかったし、脱退手当金を請求したことも無い。申立期間の脱退手当金を受領していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申立てているが、申立人の申立期間に係る最終事業所である株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱、47.3.21、B地」の日付印が押されているのが確認できる。

また、申立期間①、②、③及び④の4事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録は同一の厚生年金保険手帳記号番号で管理されており、申立人の脱退手当金については、同一の手帳記号番号で管理されていた支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給金額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さは無い。



さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 11 日から同年 10 月 26 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 26 日から 48 年 10 月 31 日まで  
③ 昭和 46 年 3 月 1 日から 48 年 4 月 30 日まで

申立期間①は国民年金の記録になっているが、私は国民年金の手続をしたことは無い。当該期間はA社（現在は、株式会社B）からC市D地に所在した同社子会社の有限会社Eに転勤して働いたので、同社に係る厚生年金保険被保険者の記録があると思う。また、申立期間②は、C地からF地に来るように勧めたG氏が事業主のH株式会社に所属して働いたので、同社に係る厚生年金保険被保険者の記録があるはずである。申立期間③は、G氏が私の工賃を支払ってくれなかったので、同社の元請会社であるI株式会社の事業主から工賃の立替払を受けたので、同社に係る厚生年金保険の記録があると思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録では有限会社Eに係る厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、C市D地に所在する有限会社Eの商業登記簿謄本も確認できない。

また、申立人が有限会社Eの親会社とするA社の事業主に照会したところ、事業主は、「当社の子会社として、未だかつて有限会社Dは存在したことは無い。また、申立人の申立内容を確認する資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態等について、確認することができない。

さらに、申立人が有限会社Eの同僚として名前を挙げた2人について

も当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は無い。

一方、申立人は申立期間①における国民年金の手続は行っていないと主張しているところ、国民年金手帳の払出簿から申立人の国民年金の手帳は昭和 49 年 9 月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間①が国民年金の強制被保険者期間として整理されたものであると考えられる。

- 2 申立期間②については、H株式会社の事業主は、「当社は申立人を社員として採用したことは無く、また、当時の資料は無い。」と回答している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所としての期間は、昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 6 月 30 日までであるところ、オンライン記録により、申立人は当該期間において I 株式会社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、申立期間②において当該事業所における厚生年金保険被保険者記録がある元同僚 9 人に照会したところ、8 人から回答があり、8 人全員が「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態等について、確認することができない。

加えて、申立期間②の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③については、I 株式会社の事業主は、「J 地から F 地の当社に入職した申立人を含めた 12 人は、工賃は主に請負契約であり雇用契約ではないと思う。ただし、当社の厚生年金保険被保険者の記録があることは、当初の期間は当社の社員として厚生年金保険に加入していたと思う。しかし、当時の資料は既になくなっているので正確な期日は特定できないが、当社の厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から工賃は、彼らが希望する請負契約になったはずだ。」と回答している。

また、J 地から I 株式会社に入職した申立人を含む 12 人は、昭和 44 年 10 月 26 日に同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している。このうち、申立人と同じく 45 年 8 月 26 日頃に同社の被保険者資格を喪失した者は 7 人であることから、申立人以外の 6 人に照会したところ、2 人の同僚は、「昭和 45 年 8 月 26 日から、I 株式会社の社員から請負契約になり、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間③において H 株式会社にも所属し働いていたが、同社の事業主が申立人の工賃を未払にした時、元請会社である I 株式会社から工賃の立替払を受けたと主張しているところ、I 株式会社の

事業主は、「H株式会社はK株式会社の仕事をしており、当社はL株式会社の仕事をしてきた。H株式会社の工賃の未払に対して当社が立替払をしたことは無い。」と回答している。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③において、雇用保険の被保険者記録も無い上、事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで  
国の記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和 48 年 6 月 1 日となっているが、実際は 42 年 9 月から同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずである。  
第三者委員会で調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録（昭和 46 年 7 月 1 日資格取得）により、申立人は申立期間の一部について、当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「関連資料が無いため、申立人に係る申立てどおりの届出、保険料控除及び納付については、不明である。」と回答している。

また、事業所別被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 48 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、申立人を含め 22 人確認できるところ、同僚の 1 人は、「社会保険に加入させるかどうかは、当時の事業主が決めていた。昭和 48 年 6 月頃に、社会保険事務所(当時)から該当する従業員については、厚生年金保険に加入させるよう指導された可能性がある。」と供述しているほか、同名簿の適用時等の調査記録により、同年 5 月 10 日と同年 6 月 5 日に、総合調査が行われたことが確認できる。

さらに、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 11 人について、雇用保険の記録を調査したところ、その全員について、申立人同様、雇用保険の取得日の方が厚生年金保険より早い時期であ

ることが確認できる。

このほか、申立人が一緒に働いていたとする同僚の苗字は、オンライン記録からは確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 16 日から 20 年 2 月 1 日まで  
平成 19 年 11 月から 20 年 2 月まで A 市にあった B 団体に勤務したが、年金記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主から提出された辞令及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が、申立期間のうち、平成 19 年 11 月 20 日から 20 年 1 月 23 日までの期間において、B 団体に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主から提出された辞令及び労働条件通知書により、申立人が臨時職員として雇用されていたこと、申立人の 1 週の所定労働時間が 24 時間とされていたこと、及び申立人は健康保険及び厚生年金保険には加入しないと定められていたことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は臨時職員であり、1 週の所定労働時間が 24 時間で通常の就労者の所定労働時間（週 40 時間）の 4 分の 3 以上ではなく、健康保険及び厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていなかったため、健康保険及び厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。」と回答しているところ、事業主から提出されたタイムカードにより、申立人が申立期間においておおむね 1 週当たり 24 時間の勤務をしていることが確認できるほか、事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において、国民年金の第3号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。